

資料等一覧

議事次第

	(ページ)
資料 1 「とよなかのすがた」(数値から見た豊中市の現状把握)……………	1
資料 2 「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究」……………	5
資料 3 「若年層(高校生)の地域活動推進の要件と 地域コミュニティの考察」()……………	9
資料 4 平成 24 年度事業計画(案)……………	13
資料 5 平成 23 年度機関誌「TOYONAKA ビジョン22」(Vol. 15)企画構成……	24
資料 6 平成 23 年年度(2011 年度)第 1 回 とよなか都市創造研究所運営委員会 結果概要……………	29
参考資料 1 とよなか都市創造研究所運営委員会設置要綱……………	32
参考資料 2 とよなか都市創造研究所運営委員会の会議傍聴要領……………	34

平成23年度(2011年度)第2回 とよなか都市創造研究所運営委員会

議 事 次 第

日 時：平成23年12月6日(火)10:00～

場 所：豊中市役所別館 地階会議室

1 開会

2 案件

(1) 平成23年度調査研究について(中間報告)

(2) 平成24年度事業計画(案)について

3 その他

(1) 平成23年度機関誌の発行について(報告)

テーマ 「とよなかのすがた（数値から見た豊中市の現状把握）」

（村山研究員）

「とよなかのすがた（数値から見た市の現状把握）」は、平成23年度の基礎研究の1つに位置づけられる。その目的は、地域理解のための情報やデータを収集し、データブックを編集作成することである。以下では、これまでの進捗状況を中心にまとめる。

1. データブックの内容・構成

とよなかのすがたの利用用途として、市民にとっては、市が刊行する統計書や各種の専門計画への導入となる基礎的な情報資料が想定される。また、行政内部では、データを通じての部局横断的な知識共有が考えられる。

そのようなデータブックの内容は、政策分野別の「政策トピック編」と、人口統計を中心とする「基礎データ編」の2部構成とする¹。表1には、15の政策トピックを、現時点での仮タイトルや各トピックで扱うデータの出典となる各種分野別計画と共に示す。

表1 政策トピック編の構成

政策トピック	タイトル（仮）	主な計画
人権	人権まちづくり・男女共同社会・国際化の推進	人権教育・啓発基本計画
生涯学習	図書館・公民館・文化芸術による地域をつなぐ生涯学習	生涯学習プラン、子ども読書活動推進計画、文化芸術振興計画
学校教育	小中学校の特色と多様な教育支援の取り組み	教育振興計画
子育て支援	居場所づくりと子育てネットワークによる支援	次世代育成支援行動計画
高齢者福祉	高齢者の生きがい対策と介護予防	高齢者保健福祉計画
介護保険	介護保険サービスの充実	介護保険事業計画
健康づくり	市民の健康と健康増進の取組み	健康とよなか21
地域経済	地域産業の特徴と進興施策の方向性	産業振興ビジョン
都市計画	住環境整備の都市計画	都市計画マスタープラン
防災	災害発生時における危機管理体制	地域防災計画
3R	3R推進の取り組みと環境学習	一般廃棄物処理基本計画、ごみ減量計画
ごみ処理	安全で安定的なごみ処理の実現	新ごみ焼却施設整備基本計画
コミュニティ	地域自治の推進と協働によるコミュニティづくり	コミュニティ基本方針
情報公開	行政情報の提供・公開の推進	（特になし）
窓口サービス	市民窓口サービスの利便性の向上	窓口サービス基本方針

2. データブックの編集作業

行政の有する膨大かつ多様な情報の収集にあたっては、若手職員を中心に編集委員を募り、各委員の事業実施や計画策定の実践的な経験知を踏まえての編集作業を進めている。

¹ データブックは全100ページ程度を予定しているが、ページ分量に余裕がある場合は、第3部として「データ分析編」の作成を検討している。データ分析編の内容は、小地域別将来推計人口や救急医療カバー人口割合など、人口数値をもとにした簡易な分析結果となる予定である。

そのようなとよなかのすがた編集委員は、表 2 の 12 名の市職員、事務局の研究所職員 3 名と企画調整室職員 1 名の合計 16 名で構成されている。

そして、各委員は、基本的に所属課業務に関連する政策トピックについてのページ編集（必要なデータの選別など）を担当している。また、担当者が不在の政策分野に関しては、研究所職員が原課と調整して編集作業を代行している。

表 2 とよなかのすがた編集委員

	職名	所属	
1.	事務職員	人権文化部	蛭池人権まちづくりセンター
2.	事務職員	総務部	情報公開課統計係
3.	嘱託職員	市民協働部	コミュニティ政策室地域コミュニティグループ
4.	主査	市民協働部	市民課証明係
5.	係長	健康福祉部	高齢者支援課地域支援係
6.	保健師	健康福祉部	健康支援室成人保健グループ
7.	主査	環境部	減量推進課減量企画係
8.	主事	都市計画推進部	都市計画室計画グループ
9.	主事	教育委員会教育総務室	総務チーム
10.	主事	教育委員会教育総務室	学務チーム
11.	主査	教育委員会生涯学習推進部	読書振興課岡町図書館
12.	事務職員	クリーンランド	業務管理課再資源推進係

これまでに、編集会議を 2 回実施し、データブックの趣旨説明、各委員の担当ページの編集内容の共有を図ってきた。また、全体会議と並行して、編集委員との個別調整も随時実施している。全体会議の日程と主だった案件は以下のとおりである。

第 1 回会議（2011 年 8 月 4 日）

- ┆ 自治体作成データブックの先進事例紹介（三鷹市『三鷹を考える論点データ集』）
- ┆ 「とよなかのすがた」事務局案の提示

第 2 回会議（2011 年 9 月 29 日）

- ┆ 基礎データ編の掲載予定データについての事務局報告
- ┆ 各編集委員が担当するページ（政策トピック編）の内容についての各自報告

3. 今後の作業予定

現在、表 1 の全 15 トピックのうち、9 トピックの編集作業がおおむね終了している。今後は、12 月初旬を目途に残りトピックの編集作業を完了し、第 3 回全体会議にて修正箇所等の再検討を行う予定である。同時に、基礎データ編の作成も並行して行い²、年明け頃からの印刷製本作業と 2 月中のデータブック完成をめざす。

最後に、編集作業中の「健康づくり」ページ（未定稿）を、参考資料として添付する。その他のトピックについても、その分野の課題や取り組み成果などから整理している。

² 基礎データ編で扱う人口統計の一部に関しては、地図情報化することでの視覚効果を期待する。また、公開できる範囲内で、小地域データとして収集する。

テーマ 豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究 (大床研究員)

- ・本年度は、既往文献整理やヒアリング調査によって得たキーワードに留意して、豊中市内外の一般市民向けインターネットアンケートを実施した。
- ・「子育て」「教育」「緑が身近にあふれる景観」という生活環境に係る地域資産が最も高評価で、食文化資産が次点の評価であった。また、多様な地域資源の存在が確認された。

1. 研究の意義と目的

豊中市の中核市移行に向けて、「豊中ブランド」として有望な地域イメージを明らかにすることが緊急課題である。本研究では、市民・事業所を含む豊中市内外の人々の、市内地域資源に係る認知・評価情報を抽出することで、豊中市の活力・魅力づくり、あるいは「豊中ブランド」創出に資する情報提供実施・検討を目的とする。本年度は、これまでに既往文献と庁内資料整理・ヒアリングで得られたキーワードに留意して設計した市民向けインターネットアンケートを実施した。

2. 研究の流れと現在の状況

既往文献・庁内資料整理

・地域ブランド戦略手法

豊中市においては、商品・サービスブランド化・地域イメージブランド化の2手法のうち、地域イメージから地域ブランド戦略に迫ることで継続性ある地域ブランド創出が狙える。

・地域ブランド創出手順

地域ブランド創出手順は、【スタート】対象地域設定、【フェーズ1】地域ブランド力診断（地域基礎力診断・地域ブランド力評価）、【フェーズ2】地域ブランドコンセプト確立、【フェーズ3】地域ブランド創出、【フェーズ4】達成度の評価という5段階である。本研究が主に担当するのは【フェーズ1】の地域ブランド力評価（市民・事業所の主観的情報収集）である。

・庁内資料整理

都市計画マスタープラン・文化芸術振興地域推進プラン調査報告書・まちづくり白書・臨時窓口総括を整理した結果、「郊外・交流・共生住宅都市」「みどり豊かな景観」「密接な近所づきあい」「食と文化的活動」というキーワードを得た。

・第5回（2010年）地域ブランド調査

地域ブランド総合研究所が2006年より毎年行っている全国調査より、「文教都市」「市民参画」「教育・子育て」「健康福祉」「便利さ」というキーワードを得た。

ヒアリング

(1) 対象・調査時期

北村亘運営副委員長 (2011/6/3)・岡町商店街振興組合の寺本透副理事長および伴野多鶴子運営委員 (2011/7/14)・豊中市民の上村有里氏 (2011/7/12・2011/7/27) および大家玲子氏 (2011/9/14)

(2) 概要

対象	主な収集情報	キーワード
北村運営副委員長	・豊中市民の寄付行為の多さ	・愛着醸成の土壌が存在
寺本組合副理事長 伴野運営委員	・「おかまち・まちづくり構想」 ・「アートランド」CD や横断幕アート等	・子育て環境の充実 ・類似事業の有機的結合
上村有里氏	・親が子どもに十分に接する機会の減少	・子どもに十分に接する機会
大家玲子氏	・市民の相談の場が身近にあるのは魅力	・身近なネットワークが魅力

インターネットアンケート

(1) 対象・調査時期等

調査時期	2011/11/7 ~ 11/10
対象	・楽天リサーチ登録モニタ 18 歳以上男女 (均等割り付け) ・回収目標：豊中市民 500 サンプル，池田/吹田/箕面市民 (合わせて) 500 サンプル
回収数	豊中市民 500 (回収見込数の 31.4%)，池田/吹田/箕面市民 500 (回収見込数の 19.7%)
項目例	現居住地選択理由・地域ブランド力診断・望ましいとよなかの将来像

(2) 概要

地域ブランド力評価

- ・地域ブランド力評価項目を，豊中，池田/吹田/箕面それぞれについて因子分析した。
- ・豊中 (内部者)，池田/吹田/箕面 (外部者) で共通の豊中市イメージは，「子育て」「教育」「緑が身近にあふれる景観」という生活環境に係る地域資産が最も高評価であり，それに続いて食文化資産も高評価であった。

それ以外

現居住地選択	全サンプル共通	利便性・身近な公園や緑の順に重視
とよなかの将来像	全サンプル共通	上記の他，保険福祉や生活環境の整備されたまちを重視

(4) 学識経験者コメント収集

『地域ブランドマネジメント』有斐閣 2009 の著者である，関西学院大学商学研究科の和田充夫教授にコメントを依頼した (2011/11/21)。「子育て」「教育」「緑が身近にあふれる景観」というおまかなイメージだけではなく，具体的な市内の取り組み・人・物などどのように有機的に結び付けていくかが，ブランドコンセプトを創っていく際には重要であるとのアドバイスをいただいた。

3. 今後の研究予定

アンケート調査では、豊中市で誇らしいと思う人・物・場所などを自由回答してもらった。人物・発祥のもの・(ミシュランガイドの)お店・公園など、バリエーションに富んだ回答が得られたため、整理して都市活力創造室に情報提供する。

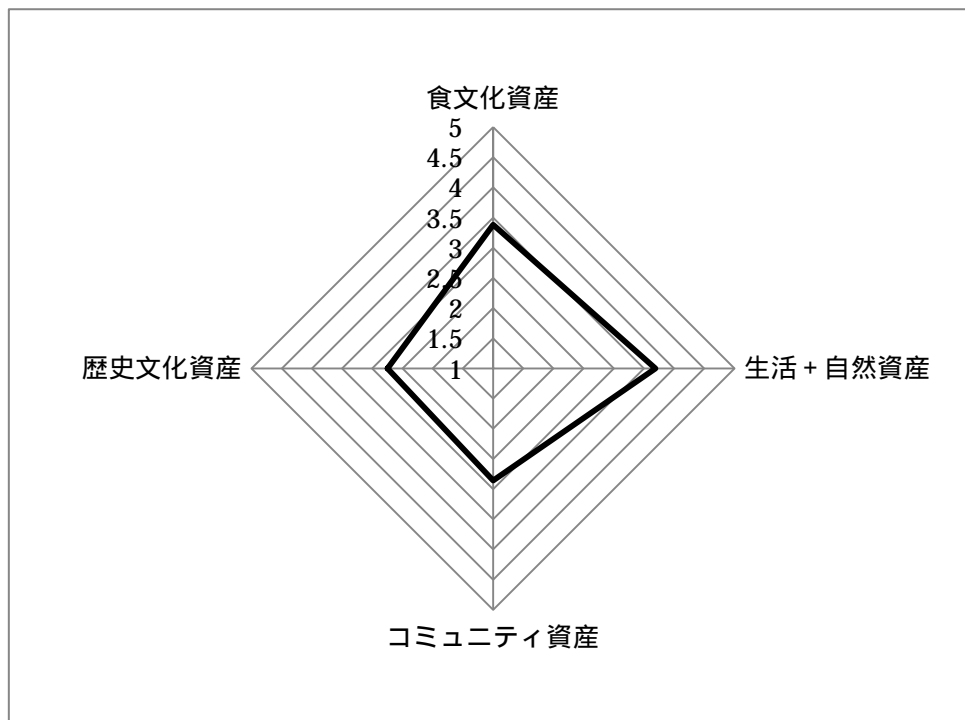
また、「子育て」「教育」「緑が身近にあふれる景観」が、豊中市内外の一般の人々には高評価であること、「A級グルメ」も有望視されることなどを合わせて調査報告書をまとめていく。

4. インターネットアンケート結果抄録

(1) 地域ブランド力評価：地域ブランド資産項目の分析結果

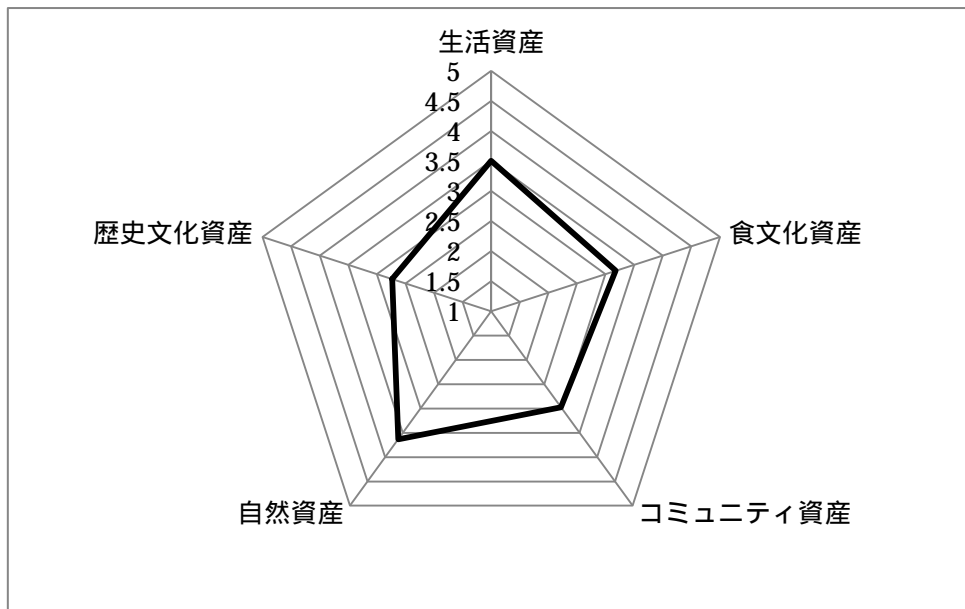
・豊中市民の回答(抜粋)

17.子育てしやすい環境である	0.625	0.099
18.教育機関が充実している	0.552	0.197
25.食べ物がおいしい	0.191	0.655
26.おいしい料理屋がある	0.295	0.907
34.美しい公園や自然施設がある	0.849	0.094
35.美しいまち並みがある	0.667	0.190
36.身近に公園や緑がある	0.830	0.094
解釈	生活環境資産	食文化資産
点数平均値	3.693	3.383
ランキング	1/4	2/4



・池田市民の回答（抜粋）

17.子育てしやすい環境である	0.344	0.113	0.649
18.教育機関が充実している	0.327	0.171	0.896
25.食べ物がおいしい	0.215	0.879	0.117
26.おいしい料理屋がある	0.225	0.675	0.167
34.美しい公園や自然施設がある	0.865	0.148	0.189
35.美しいまち並みがある	0.732	0.223	0.238
36.身近に公園や緑がある	0.809	0.123	0.187
解釈	環境資産	食文化資産	生活資産
点数平均値	3.634	3.179	3.505
ランキング	1/5	3/5	2/5



(2) 自由回答項目

「豊中市に関する人・物・場所などで誇らしいもの」として得た自由回答を整理した。

- ・店：ムッシュマキノをはじめとして多彩な回答。
- ・まつり/イベント：豊中まつりが回答の大半を占めるが、地域のまつり・イベントも。
- ・自然/まちなみ/文化財：服部緑地公園が回答の大半を占めるが、千里・岡町・大阪大学・地域の寺社仏閣なども。
- ・贈答品/製品/商品：マチカネワニ関連やムッシュマキノのケーキなど。
- ・出身の人/グループ：手塚治虫をはじめとして、南部陽一郎・橋下徹・松本孝弘・ココリコの二人なども。
- ・豊中市発祥：高校スポーツが大半を占め、なかでも高校野球が極めて多い。

テーマ 若年層（高校生）が地域活動に参画するための要件と地域コミュニティに与える効果の考察（ ）

（岩佐主任研究員）

調査研究の最終年度となる今年度は、高校が取り組んでいる地域連携活動の推進に向けて各校が抱える問題点と課題の整理、それを支える仕組み（組織体制等）について考察し、研究の総括を行う。

1. 昨年度までの調査研究結果

（初年度研究）

- * 高校生の行動形態や地域活動に対する意識の把握 地域に対する愛着、活動参加への意識。
- * 活動の参加に必要な要件 自身を活かせる(表現できる)特技や知識、普段着でできる活動内容・場、キーパーソンの必要性。

（2年目研究）

- * 地域活動団体⇒高校生の参加を期待。一方で、高校生が地域活動には興味を示さないと認識。
- * 地理的要因(学校と地域の位置関係) 活動の参加度が高い場合は、影響を受けやすい。
- * 高校(教諭)との関わり 活動の参加度が高くなるにつれ高校や教諭の働きかけの影響が大きい。

2. 今年度の調査研究の目的

- * 地域連携活動における各高校の実態について整理分析する。
- * 高校が自校の高校生と地域とのコーディネートを行うために、どのようなシステムが必要になるかについて考察する。

3. 今年度研究の流れ

- * 高校（教諭）の地域活動の推進における実施体制や高校が抱える課題について調査を行うため、インタビュー調査を実施する。
- * 中央公民館と連携・調整を図りながら、調査の評価分析研究を行う。

調査概要

調査目的：本調査は、高校生が地域活動を行うための環境整備や条件を明らかにすることを目的とする。

実施日：平成23年（2011年）8月、9月

実施場所：大阪府立A高校、大阪府立B高校、大阪府立C高校、大阪府立D高校、大阪府立E高校

調査対象：大阪府立A高校首席、大阪府立B高校学校長・教員（地域連携担当）、大阪府立C高校学校長・教頭・首席（2名）、大阪府立D高校学校長・教頭・首席、大阪府立E高校学校長・教頭

調査方法：半構造化面接（インタビュー調査）。事前にインタビュー項目を提示し、その回答をもとに、各テーマについての経験や意見を話してもらった。

- 調査項目：1)学校の概要（学校の特性、豊中市在住の比率、生徒のクラブ加入率等）
2)地域連携活動（取り組み内容、教職員の関わり、活動の成果と課題等）
3)地域（団体、小・中学校）との関係性（地域や小・中学校との関わり、地域、小・中学校に期待すること等）
4)行政との関わり（市・大阪府との現在の関わりや今後期待すること等）

評価・分析

* 在校生は、豊中市在住が最も多い比率

* クラブ加入率は70～90%

* 高校においては、それぞれの活動実績や取組み意欲に温度差はあるものの、何らかの形では地域連携活動を行っている

* 学校の特性によって様々な考え方

『特別なことをすると、子どもに負担がかかる。これまで学校で学んだことを一步広げるために、地域活動につなげていく』という感覚でしないと続かない(A高校)

クラブ活動の延長として地域活動をするというのが、一番つながりやすい(D高校)

教科学習の中で様々な技術や知識を持つ地域の人たちに来てもらいたい(C・E高校)

* 学校教諭の意識

活動を継続していこうと思うと、『高校』と『豊中市』という形をとっておかないと、学校として取り組んでいるという意識づけがなされない(A高校)

職員会議で、『こんな(ボランティア募集情報)来てますから、どうぞ』と言ってもなかなか(教諭は)動かない(E高校)

協力的な先生がやっと出来てきたところです。自分の生徒がほめてもらったら、認めざるを得ない(A高校)

* 活動の問題点と課題

地域や行政情報が入ってこない(A・B・C・E高校)

地域の人たちと都合の良い時間帯が合わない(A・B高校)

学校の特性、特徴を市役所も理解する必要がある。そして、地域の状況を学校に教えてもらえると、もっと活動がスムーズにできる(A高校)

担当教諭が転勤になった場合、これまでのつながりが途切れないか不安(A・B高校)

本校には定時制があるから、自由に使えるスペースが欲しい。部屋を借りようと思ってもお金がないから、公民館のような活動拠点が欲しい(A高校)

地域連携を進めたいと思っても、どこが窓口かわからない(E高校)

行政内部の組織体制が一般教員にはわからないから、接点をどう見つけていいかわからない(A高校)

* その他

豊中市内の高校の足並みをそろえるのは難しい。本校がスムーズに実施出来ているのは、市役所と近いという立地条件もある。これまで積み重ねてきた活動経験を活かして、本校がリーダーシップをとって高校側をまとめるというやり方もある(A高校)
高校生の活用ばかりにとらわれがちであるが、学校には教員がいるので、地域で行う講座の講師等で呼ぶという方法もあると思う(A高校)

4. 今後の研究予定

* 高校が地域連携活動に取り組むことができる積極的要件のさらなる考察

* 高校生、高校教諭、地域活動団体、市職員を対象にしたフォーラムの企画

<インタビュー調査結果概要> (1/2)

(数値はH23.4.1現在)

区分	A高校	B高校	C高校	D高校	E高校
生徒数	約1,000人	約850人	約800人	約1,000人	約1,000人
内豊中市在住率	約50%	約40%	約40%	約50%	約40%
クラブ数	37クラブ (運動部19、文化部14)	30クラブ (運動部18、文化部12)	23クラブ (運動部14、文化部9)	37クラブ (運動部19、文化部18)	33クラブ (運動部20、文化部13)
内加入率	約90%	約80%	約70%	約80%	約90%
地域連携担当	首席のうち1人を学校長の特命で「地域連携担当」に位置付	学校内に外部連携を担当する「教育部」を設置	首席	教頭	首席(今年度から)
地域連携活動	・部活動や教科学習を通じた地域連携事業を積極的に行っている(H22:15事業)	・部活動やそれ以外の課外活動を通じた地域連携事業を積極的に行っている(H22:12事業)	・教科学習の中で、ゲストティーチャーを招く等して、外部連携を図っている ・ボランティアサークルあり ・生徒会活動が活発なため、ボランティア活動は生徒会が行う場合が多い	・部活動やそれ以外の課外活動を通じた地域連携事業を行っている	・部活動を中心とした地域連携事業を行っている
活動内容事例 (平成22年度事業抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> <教科学習> ・保健体育科「明日の親のための講座」 ・美術科「商店街横断幕アート展」 <部活動> ・ラグビー部「子どもラグビー教室」 ・ESS部「絵本読み聞かせボランティア」 ・写真部「公民館への展示」 <生徒保健委員会・PTA生徒育成委員会> ・豊中市社協への協力 	<ul style="list-style-type: none"> <部活動> ・ダンス部「千里コラボ祭り」 ・漫画部「図書館通信イラスト」 ・軽音楽部「自治会ライブ」 <課外活動> ・生徒8人「すこやかネット(地域教育協議会)の参加」 ・生徒6人「公民分館夏祭りの企画運営」 ・生徒5人「公民館幼児とむしパンづくり」 	<ul style="list-style-type: none"> <教科学習> ・社会科、家庭科トスピーカー看護師からの講演 <部活動> ・ボランティアサークル「保育所人形劇」 ・家庭科部「授産施設クッキーづくり」 ・吹奏楽部「特別養護老人ホーム演奏会」 <生徒会> ・地域の祭りの手伝い等、要請に応じて。 	<ul style="list-style-type: none"> <部活動> ・軽音楽部「すこやかネット(地域教育協議会)の参加」 ・サッカー部「地域子ども教室の参加」 <課外活動> ・「幼稚園プール指導」 ・「幼稚園芋ほり」 	<ul style="list-style-type: none"> <部活動> ・アメフト部・ダンス部・吹奏楽部「すこやかネット(地域教育協議会)」 ・科学部「小学校科学教室への出店」

区分	A高校	B高校	C高校	D高校	E高校
学校と地域との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・学校方針として、地域連携を積極的に進めていく体制がある(地域連携担当職員の設置) ・学校評議員に地域団体の代表が就任 ・地域子ども教室(小学生対象)の実施場所として高校グラウンドを提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校方針として、地域連携を積極的に進めていく体制がある(教育部の設置) ・学校評議員に地域団体の代表が就任 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員に地域団体の代表が就任 ・地域にテニスコートを月2回開放 ・地域にある特別養護老人ホームの評議員に学校長が就任 ・高校は「地域」という意識はうすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体から声かけをされるため、ボランティアで参加しているが、高校から積極的に出向く形ではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域教育協議会(すこやかネット)の構成員であるが、積極的な関わりはない ・OB・OG等の関係で外部との連携を持つことが多い
学校と小中学校等との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員 ・今年のテーマとして、幼・保・小・中・高をつなげる取組を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員 ・小学校で行われる教育インターンシップに生徒が参加 ・幼稚園運動会に場所を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校訪問はするが、地域内にある学校等との関わりはほとんどない 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員 ・幼稚園との人・場の交流が深い「さつまいもづくり」「高校裏山散策」「体育祭の参加」 ・小学校とのかかわりは殆どない 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員 ・幼稚園運動会に場所を提供 ・小学校教諭に対する研修講師を派遣
学校と行政との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・担当教諭が、教育だけではなく、環境、国際、健康、福祉等、様々な市の部署の担当者と面識があるため、気軽に相談に行くことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長が市教育委員会と以前から面識があった 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどない 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長(今年度から着任)が市教育委員会と以前から面識があった 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどない
活動における問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や行政情報が入ってこない ・地域の人たちと都合の良い時間帯が合わない ・担当教諭が転勤になった場合、これまでのつながりが途切れないか不安 ・学校以外の活動拠点が欲しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人たちと都合の良い時間帯が合わない ・市役所内での情報共有を図ってほしい(縦割り) ・担当者の引き継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・一過性のもので終わるケースが多い。 ・地域や行政情報が入ってこない 	<ul style="list-style-type: none"> ・教科学習の中で、地域連携を進めていきたいと思っているが、安全面での不安がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や行政情報が入ってこない ・地域連携を進めたいと思っても、どこが窓口が分からない(地域の窓口の不透明さ)

平成24年度 事業計画(案)

とよなか都市創造研究所

目 次

	ページ
第1章 とよなか都市創造研究所の機能及び組織体制	15
第1節 機能	
第2節 組織体制	
第2章 平成24年度 調査研究方針及び機能別事業体系	17
第1節 調査研究方針	
第2節 機能別事業体系	
第3章 平成24年度 事業計画	19
第1節 調査研究事業	
第2節 データバンク事業	
第3節 普及啓発事業	
第4節 人材育成事業	
第5節 その他事業	

第 1 章 とよなか都市創造研究所の機能及び組織体制

第 1 節 機能

とよなか都市創造研究所は、中長期的視点に立った都市政策に関する調査及び研究を実施する組織であるから、当研究所に期待される主たる機能は「調査研究機能」である。

また、その成果や研究ノウハウをもって関係部局の政策立案を支援し、組織の政策形成能力に寄与しようとすることから、主たる機能を補完するその他機能を持つことが必要である。

(1) 調査研究機能

市の持続的な発展と計画的な市政の推進に資するため、市を取り巻く社会経済環境の変動を見据えながら、中長期的視点に立った都市政策に関する調査及び研究を行う。

(2) データバンク機能

豊中市政資料やまちづくり・行政経営など都市政策全般に関わる様々な文献、データ、関係機関の資料などを収集・整理し、必要に応じて関係部局や市民に提供することにより調査研究の環境を整備する。

また、この機能の発揮により、市職員の政策形成能力の向上や、市民のまちづくりに対する意識の醸成にも貢献できることから、普及啓発機能及び人材育成機能をも補完する。

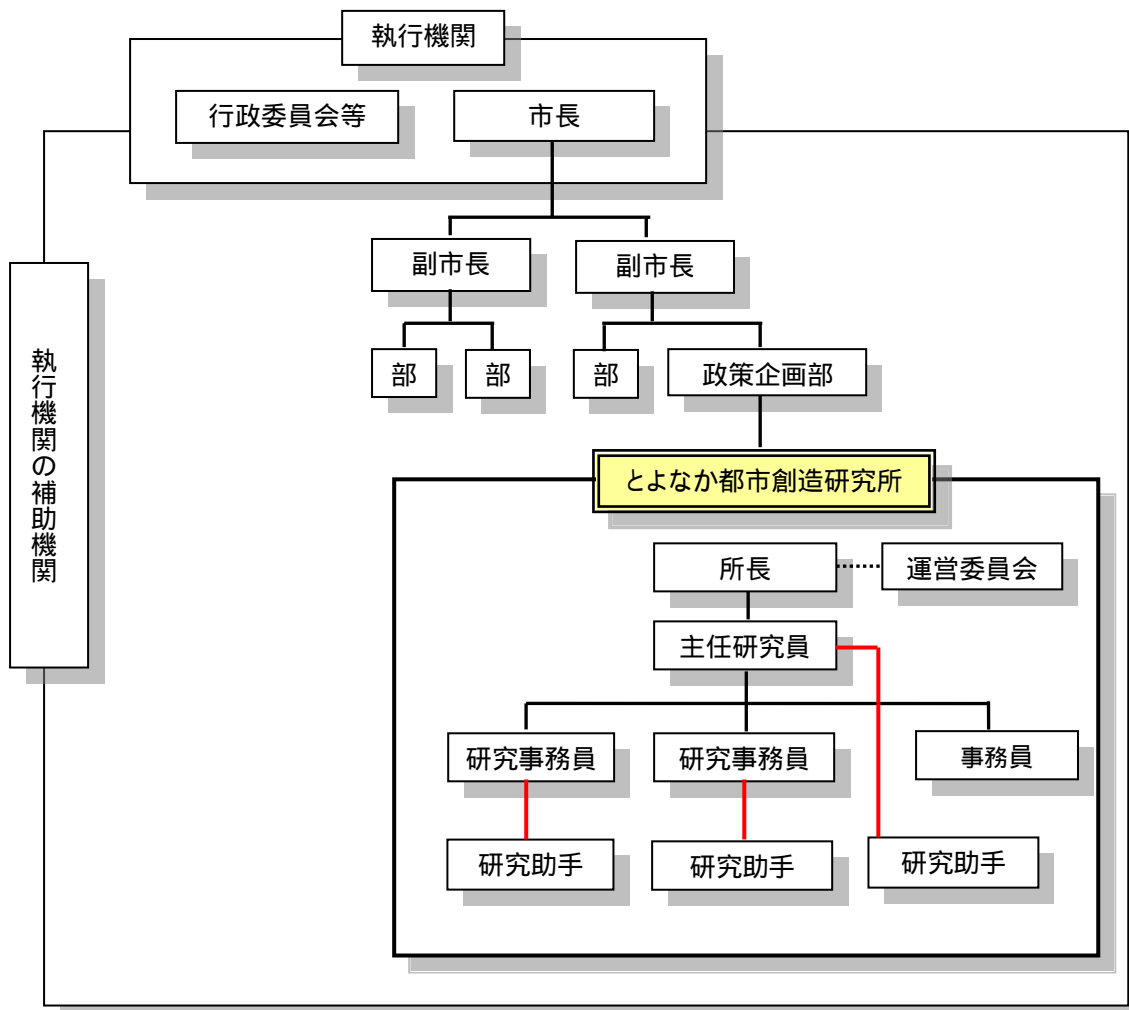
(3) 普及啓発機能

調査研究の成果や都市政策に関するデータや情報を刊行物やホームページなどを通じて発信、提供することにより、都市に関する問題や市の抱える課題等について市民や職員の認識を深めることにより、市職員の政策形成能力の向上や市民のまちづくりに対する意識の醸成を図るとともに、市行政の運営や調査研究活動そのものに対する理解と協力を普及啓発する。

(4) 人材育成機能

調査研究への取り組みを通して、職員の政策形成能力の向上を図る。

第2節 組織体制



とよなか都市創造研究所は、市の執行機関である市長を補助する機関で、所長1名、主任研究員1名、嘱託研究員事務員2名、嘱託事務員1名の計5名で構成されている。また、必要に応じて各研究員に研究助手（嘱託）を配置する。

第2章 平成24年度 調査研究方針及び機能別事業体系

第1節 調査研究方針

- (1) 市の持続的な発展と計画的な市政の推進に資することを目的に、中長期的な視点に立った都市政策に関する調査及び研究を行う。
- (2) 自治体としての自律性を高め、政策形成能力の向上に寄与しうる調査及び研究を行う。
- (3) 本市にあって未だ取り組むべき政策課題にはなり得ていないが、今後行政として何らかの対応を要する事項について調査及び研究を行う。
- (4) 調査及び研究に関する事項については、市各部関係者並びに運営委員会の助言等を参考に検討のうえ決定する。

調査及び研究は、本市のまちづくり全体の考え方や方向性に影響を及ぼす事項に関する「基礎研究」と、具体的な事案のうち関係部局の政策形に関する事項を対象とした「基幹研究」により実施する。

- (5) データバンク機能、普及啓発機能及び人材育成機能を効率よく効果的に発揮させることにより、主たる機能である調査研究機能を充実させる。
- (6) 調査及び研究の成果は、行政関係者のみならず市民、関係諸機関・団体等(以下「関係者等」という。)に広く公表し、都市政策に関する問題意識を喚起する。

第 2 節 機能別事業体系

調査研究機能

調査研究事業

- ・ 基礎研究、基幹研究

運営委員会

- ・ 研究所の助言機関（調査及び研究に関する助言）

その他

- ・ 大学連携（調査研究活動の専門性・客観性の向上に活用）

（補完）

データバンク機能

データバンク事業

- ・ 市政資料の収集・整理
- ・ 都市政策関連資料の収集・整理

普及啓発機能

普及啓発事業

- ・ 機関誌 “TOYONAKA ビジョン 22” の発行
- ・ 研究成果の公表
（調査研究報告書の発行，研究報告会の開催，広報媒体による成果 PR）
- ・ 研究所ホームページ
（関連情報の提供）

人材育成機能

人材育成事業

- ・ 研究員配置（職員の政策形成能力の醸成）
- ・ 職員研修所との連携（グループ研究を支援）
- ・ インターンシップの受入（大学生の受入）

第3章 平成24年度 事業計画

第1節 調査研究事業

(1) 調査研究事業

市の持続的な発展と計画的な市政の推進に資するため、市を取り巻く社会経済環境の変動を見据えながら、中長期的視点に立った都市政策に関する調査及び研究を行い、その成果を関係部局に提供することで組織に還元する。

基礎研究

中長期的な視点から、本市のまちづくり全体の考え方や方向性に影響を及ぼす事項並びに研究所の機能及び役割に関する調査研究

テーマ1

<仮>「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究」(2年目)

豊中ブランドの構築やその浸透を図ること等を含めて、市民力などの地域資源を活かしながら、本市の独自性を発揮するために必要な要件等を探る。

テーマ2

<仮>「豊中市域における交流人口予測及び経済的インパクトに関する調査研究」

今後の社会的・経済的状況の変化に伴う本市における交流人口の変化と、その経済的インパクトについて調査研究し、本市への影響等を整理する。

基幹研究

未だ行政上の問題や課題は顕在化していないが、今後関係部局において政策形成過程において何らかの対応を要する事項に関する調査研究

テーマ1

<仮>「少子高齢化が及ぼす市政への影響に関する調査研究」

高齢化率は、平成25年度には25%となると予測されている。この高齢化社会に向けた課題抽出を行うとともに、その課題の解決策や効果的な施策の推進方策について調査研究する。

第 2 節 データバンク事業

(1) データバンク事業

豊中市政資料やまちづくり・行政経営など都市政策全般に関わる様々な文献、データ、関係機関の資料などを収集・整理し、必要に応じて関係部局や市民に提供することにより調査研究の環境を整備する。また、この事業の実施により、市職員の政策形成能力の向上や、市民のまちづくりに対する意識の醸成にも貢献できることから、普及啓発事業や人材育成事業をも補完する。

(平成 24 年度事業計画)

調査研究データの収集・蓄積を行うほか、都市政策に関する図書、論文、資料、市政資料等の収集を行い、必要に応じて職員や市民の閲覧に供することができるよう整理する。

第 3 節 普及啓発事業

(事業目的)

調査研究の成果や都市政策に関するデータや情報を刊行物やホームページなどを通じて発信、提供することにより、都市に関する問題や市の抱える課題等について市民や職員の認識を深めることを通じて、市職員の政策形成能力の向上や市民のまちづくりに対する意識の醸成を図るとともに、市行政の運営や調査研究活動そのものに対する理解と協力を普及啓発する事業である。

(平成 24 年度事業計画)

(1) 機関誌の発行

都市政策に関する情報誌“ TOYONAKA ビジョン 22 ”を継続発行する。

発行回数は原則年 1 回とし、主題を決定のうえ、編集企画を行い、年度内に発行する。なお、発行にあたっては、都市政策に関心を有する関係者等に広く公表するほか、希望者に有料(実費程度)で頒布する。

(2) 調査研究成果の公表

調査研究事業の最終到達目標は、市の政策への反映である。その研究成果については、政策立案に関与する市職員や都市政策に関心を有する関係者等に以下のとおり広く公表する。

調査研究報告書の発行

1 テーマにつき 1 冊の調査研究報告書を担当する研究員が執筆し、研究所が発

行する。年度末に発行することとし、都市政策に関心を有する関係者等に広く公表するほか、機関誌同様有料(実費程度)で頒布する。

研究報告会の開催

調査研究成果を報告書にまとめると同時に、その内容につき報告会を開催する。報告会の形式は、その内容を一方的に伝達する講演会やセミナー形式、問題を多面的に捉えるシンポジウム形式、問題や課題の所在について体験的に気づきを得るワークショップ形式など、その時々々の調査研究テーマや成果内容により適宜選択のうえ実施する。

また、必要に応じ、職員研修などの職員啓発の場を利用して職員への情報提供と意識啓発を行う。

広報媒体による成果のPR

調査研究成果の内容や、報告書の発行、研究報告会の開催など調査研究成果につながる情報は、広報誌「広報とよなか」のほか、市のホームページ、ケーブルテレビなど市の広報媒体を有効活用し、多方面から不特定多数の職員・市民に向けPRする。

(3) 研究所ホームページによる情報の発信

研究所の調査研究成果の概要、普及啓発事業の実績、所蔵している書籍・雑誌・シンクタンク刊行物等の一覧などの情報を常時提供することにより、市職員の政策形成能力の向上や、市民のまちづくりに対する意識の醸成を図るため、適宜情報の更新を行う。

第4節 人材育成事業

(事業目的)

調査研究への取組みを通して職員の政策形成能力の向上を図ろうとする事業である。

(平成24年度事業計画)

(1) 職員参加型の体制づくり

調査研究成果がより市の政策に反映されるよう、研究過程の段階において、関係する部局職員との意見交換を行える体制を整備し、調査研究にあたる。

(2) 職員研修所との連携

市の人材育成機関である職員研修所と連携し、研修所の主催するグループ研究について、関係情報や調査研究手法の提供などを通じて支援することにより職員の政策形成能力の向上に貢献する。

(3) 大学インターンシップの受入

インターンシップは、学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある職業体験を行える制度である。

当研究所での職場体験を通して行政運営の一端に触れ、行政に対する理解が深まり、行政職員を志す学生が増えるよう、この制度に基づく職場実習生を引続き受け入れる。

第 5 節 その他事業

基本的には上記 4 事業のいずれにも属さないが、研究所が調査研究機能を発揮させるうえで欠くことのできない助言機関となっている運営委員会の開催のほか、留意すべきその他の事業は次のとおりである。

(1) 運営委員会の開催

(運営委員会の性格と役割)

運営委員会は、とよなか都市創造研究所に設置された助言機関で、学識経験者・市民・市職員ら 7 名以内の委員で構成され、「都市政策に関する調査及び研究計画の策定に対する助言」、「所長の求めに応じて、都市政策に関する調査及び研究の内容、方法等に対する助言」を行う。(設置規則第 5 条)

(平成 24 年度開催計画)

年 4 回程度開催し、調査研究に関する事項について助言を求める。(以下例示)

- ・研究所で調査及び研究すべき都市政策に関する事項について
- ・調査研究機能及びその他機能の発揮のさせ方について
- ・次年度の都市政策に関する調査及び研究計画の策定について
- ・調査研究活動の進め方について

(委員の任期と選任)

委員の任期は 2 年間(平成 23 年 4 月～平成 25 年 3 月末日まで)

(2) 大学連携の活用

(大学連携の意義と締結実績)

本市は文化、教育、環境、医療などさまざまな分野にわたる連携協力を進め、人的な交流促進や、共同による研究や事業などに取り組むため以下のとおり大学との間で包括協定を締結している。

- ・大阪大学と豊中市との連携協力に関する包括協定(平成 19 年 2 月 27 日締結)

- ・千里金蘭大学と豊中市との連携協力に関する包括協定
(平成19年8月6日締結)
- ・武庫川女子大学・同大学短期大学部との連携協力に関する包括協定
(平成20年2月29日締結)
- ・大阪音楽大学・同短期大学部との連携協力に関する包括協定
(平成23年12月9日締結予定)

(研究所における大学連携と活用)

当研究所では、大阪大学との包括協定に基づく連携として、同大学院工学研究科と覚書を交わし、19年度には公共施設の有効利活用に向けた共同研究に取り組んだ。また、関西学院大学大学院総合政策研究科リサーチ・コンソーシアムとは都市問題に関する調査研究等にかかる包括的な連携について覚書を締結(平成19年5月)している。

平成24年度の調査研究を実施するにあたり、よりよい成果を得ることができるよう必要に応じて大学連携を効果的に活用していく。また、市長部局における大学連携の窓口として、連携大学と関係部局との橋渡し役として両者の調整業務も行う。

平成23年度(2011年度)機関誌『TOYONAKA ビジョン 22 Vol.15』企画構成

1. 目的

機関誌「TOYONAKA ビジョン 22」は、とよなか都市創造研究所の調査研究事業を支える普及啓発活動の一環として、都市に関する様々な問題や課題について市民や市職員、他機関へ専門的・学術的な情報を発信・提供することにより、市政に対する市民等の理解と参加・参画を促し、職員の政策形成能力向上に寄与することを目的として発行する。

なお本研究所は、平成9年に任意団体として設立された旧研究所(豊中市政研究所)が昨年4月に内部組織化されたもの。機関誌は当初から発行し、今年度で第15号となる。

2. 全体構成(全76ページ+表周り)

- ・目次(1ページ)
- ・特集「安全・安心システム構築とは何か(仮)」(42ページ:8ページ×3人,6ページ×3人) *図表・写真等含む
- ・トピックス「大都市圏域における基礎自治体の安全・安心(仮)」(28ページ:6ページ×3人,10ページ×1人) *図表・写真等含む
- ・本年度活動報告(2ページ)
- ・22年度出版物案内(2ページ)
- ・編集後記(1ページ)

3. 内容(案)

「刊行によせて」テーマ「都市生活における安全・安心システムとは」

・TOYONAKA ビジョン 22、Vol.15 編集委員である新川達郎氏(同志社大学総合政策科学研究科教授・とよなか都市創造研究所運営委員会委員長)に執筆を依頼。

ねらい

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、その巨大・広域・複合という性質によって、自治体はもとよりわが国全体の安全・システム全体をも揺るがす事態となった。まず、巨大という性質については、世界最大級規模のマグニチュード9.0を記録し、わが国の観測史上最大の規模で被害を及ぼしている。また、広域という性質については、被害範囲が広く東北・関東地方にわたっている。さらに、複合という性質については、地震・津波・原子力発電所事故・風評被害と、被害の種類は拡大の一途である。このような事態においては、大震災の直接的な被害圏域のみならず、わが国全体で今一度安全・安心システムを検討することが喫緊の課題である。

TOYONAKA ビジョン 22 の創刊号から第14号までを概観すると、自然災害をトピッ

クとした第9号では安全を、子どもと大人について検討を加えた第6・7号では安心を扱ってきてはいるが、安全・安心システム全体を俯瞰するような構成はされていない。そこで、本年度の第15号で安全・安心システムを統一的に扱うことで、阪神・淡路大震災で府内最大の被災のあった豊中市において、都市生活の安全・安心を今一度考えるための検討材料を提供することを目的とする。

特集においては、安全・安心システムについて幅広い知見を収集し、トピックスにおいては、大都市圏域の都市生活に焦点を当てて安全・安心それぞれの各論的知見を提供する。全体を通して、地方自治体に対する情報発信と共に、豊中市の取り組み事例の市民への情報提供、また、機関誌の読者でもある豊中市民や豊中市職員への有用性も考慮する。

特集テーマ「安全・安心システム構築とは何か(仮)」

ねらい

特集においては前述の通り、幅広い視野から安全・安心を問うことを目的とする。「まちの安全」としては、災害リスク・災害と教育・災害対策支援をキーワードとし、各キーワードに造詣の深い学識経験者に原稿を依頼する。また、「ひとの安心」としては、こども・わかもの・おとしよりという各世代をキーワードとし、各キーワードの先進事例に造詣の深い学識経験者を中心として原稿を依頼する。以上によって、東日本大震災のような災害にどのように立ち向かっていけばいいのかという点と、全ての世代を包含した安心できる社会経済への方策は何かという点の双方を扱い、安全・安心システム構築についての情報提供を行う。

記事構成

論文のテーマ・内容は特集のメインテーマ及びねらいを踏まえて、各執筆者の専門領域・活動領域に沿ったものとする。執筆者・テーマ案・ページ数は次のとおりである。

【まちの安全】

日本の災害リスクマネジメント体制再構築

(林敏彦氏：同志社大学大学院総合政策科学研究科教授)

- ・日本の危機管理システム 防災と防衛
- ・災害対策基本法と武力攻撃事態対処法の比較
- ・災害や危機に関する日本の緊急事態体制整備に向けて
防災教育から防災共育へ

(城下英行氏：関西大学社会安全学部助教)

- ・次世代型稠密地震観測「満点計画」とは
- ・「満点計画」と防災教育

- ・次代に求められる防災共育

わが国の災害対策制度の歴史と展開 支援・受援・広域連携

(穰原雅人氏 (公財): ひょうご震災記念 21 世紀研究機構主任研究員)

- ・日本の防災体制の興り 明暦江戸大火と安政の大地震
- ・近現代の防災体制の推進 関東大震災・伊勢湾台風・阪神淡路大震災
- ・最新手法である広域連携 四川大地震と東日本大震災を例に
- ・共生、共栄、安全地域社会に向けて

【ひとの安心】

まちのなかにある子育てをめぐるネットワーク 豊中市民インタビュー

(大家玲子氏 : 豊中市民 , 聞き手 : 大床研究員)

- ・まわりの子どもとの外遊びで思うこと
- ・子育てネットワーク化を推進する豊中市内の土壌
- ・子育てに係る居住地の魅力とは

これからの就労支援を考える

(阿部真大氏 : 甲南大学文学部講師)

- ・地域社会の担い手となる人材の変化 商店主～主婦～多様性
- ・個別就労支援の重要性 介護サービスと就労支援サービスの比較
- ・地域のニーズを熟知した多様な人材への就労支援に向けて

高齢者の見守りと多世代型共同居住 コレクティブハウスから学ぶもの

久保田裕之氏 (大阪大学大学院人間科学研究科助教)

- ・孤立する日本人と生活の共同性
- ・日本に広がるシェアハウス
- ・コレクティブハウスにおける多世代居住理念から学ぶもの
- ・「自治と協働による生活の合理化」による見守り

トピックステーマ「大都市圏域における基礎自治体の安全・安心」

ねらい

トピックスについては前述のとおり、大阪を中心とした大都市圏域に含まれる豊中市において、都市生活における安全・安心を今一度考えるための材料の提供を目的とする。「まちの安全」としては、災害リスクマネジメント・防災システムをキーワードとする。前者については学識経験者に原稿を依頼し、後者については豊中市危機管理室にインタビューを実施して所内で記事を作成する。「ひとの安心」としては、雇用問題と産業空洞化・地域コミュニティ機能をキーワードとし、それぞれ学識経験者に原稿を依頼する。

記事構成

執筆者・テーマ案・ページ数は次のとおりである。

自然災害による直接経済被害と社会的脆弱性

(林万平氏：元(公財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構研究員)

- ・東日本大震災の被害状況 人的物的被害
- ・阪神淡路大震災にみる直接経済被害
- ・社会的脆弱性と直接経済被害のかかわり
- ・平時における社会的脆弱性軽減の重要性

豊中市の防災システム 豊中市危機管理室インタビュー

(瀬古博也氏：豊中市危機管理室長，聞き手：大床研究員)

- ・豊中市の危機管理体制の歴史 風水害・地震
- ・豊中市の自主防災組織
- ・市役所内の危機管理体制 防災マップ・洪水ハザードマップを中心に
- ・よりよい危機管理体制に向けて

大都市圏域の雇用問題への対処 産業の空洞化を防ぐには

(桜井靖久氏：大阪市立大学大学院経営学研究科付属先端研究教育センター特別研究員)

- ・日本の産業空洞化の検証 発生しているのか・悪影響があるのか
- ・第三次産業化する日本の産業
- ・30 万人以上都市産業に求められる第三次産業活性化
- ・サービス産業の地産地消と経済循環

公助としての指定避難場所だけに頼らない地域づくりに向けて

伊丹康二氏(大阪大学大学院工学研究科助教)

- ・実質的安心獲得に関する要件
- ・複数の安全な場所の必要性和選定基準
- ・避難場所や避難所の候補 地域集会所・宗教施設
- ・豊中市における宗教施設の重要性

4 . 22 年度出版物案内

とよなか都市創造研究所の平成 22 年度(2010 年度)報告書などについて：2 ページ

ねらいと構成

調査研究事業と普及啓発機能をつなぐものとして、研究所の研究内容について紹介を行う。過去の刊行物リスト・2010 年度の報告書紹介。

5 . 編集後記

ねらいと構成

研究所スタッフの紹介、など。

6 . 発行

- ・ A4 版 68 ページ予定、500 部
- ・ スケジュール（第 3 回運営委員会に完成品提示予定）

平成 23 年 12 月～：編集印刷業務を専門業者に委託

平成 24 年 1 月中：印刷物納品予定

2 月～：配布予定

7 . 頒布・閲覧・配布

- ・ 価格：1000 円
- ・ 場所：本研究所、情報公開課内市政情報コーナー、市立図書館（閲覧のみ）
- ・ 配布先：庁内、議会、研究機関、他自治体企画部局、国立・公立・大学図書館など

平成23年度(2011年度)第1回 とよなか都市創造研究所運営委員会
結果概要

日時 : 平成23年(2011年)6月10日(金) 10時~12時10分
場所 : 豊中市役所別館3階 研修室
出席委員 : 赤尾, 北村, 新川, 池本, 伴野, 本荘, 江口
事務局 : 久野, 岩佐, 村山, 大床, 仲谷

開会

部長挨拶

委員及び事務局紹介

(資料2「とよなか都市創造研究所運営委員会名簿」に基づき,事務局から紹介)

案件(1)委員長,副委員長の選任について

資料:資料1「とよなか都市創造研究所運営委員会設置要綱」

(とよなか都市創造研究所運営委員会設置要綱第5条第2項に基づき,委員の互選により決定。)

委員長:新川委員,副委員長:北村委員

委員長

- ・この研究所が外郭団体から庁内組織となってから委員として参加してきた。内部組織化された当初から,この研究所の意義についてはいろいろ議論があったが,研究所が独自性を発揮することを基本として,研究を通じて市政や市民に貢献する。研究を通じて教育や学習の機会を提供できる。また,研究を通じて都市政策に関するデータや知見を集積することができるという役割をもって取り組んできた。5年目ということで,改めて意義や役割など,これからの研究所づくり,市政とのよりよい関わり方を考えていく場としたい。

案件(2)平成23年度調査研究のアプローチについて

資料:資料3「とよなかのすがた~数値から見た豊中市の現状把握~」

資料4「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究」

資料5「若年層(高校生)の地域活動推進の要件と地域コミュニティの考察()」

事務局から資料に基づき説明

<「とよなかのすがた~数値から見た豊中市の現状把握~」について>

委員

- ・計画の進行管理のための施策単位データ集は,政策・施策評価と類似する。それは市民への市政理解や,新たな政策課題の発見とは少し異なる内容である。

事務局

- ・施策体系別データ(事後評価)と,学区別「ヒト」データ(事前評価)の2部構成のようなイメージを考えている。

委員

- ・丁目や地域メッシュ等の細かな区分のデータ整備になればよいのではないか。
- ・警察庁の『警察白書』では、第1部が特集ページ、第2部が機能別データ集になっている。豊中のデータブックにおいてもそのような住み分けができればよいのではないか。そのためにも、機能別のデータの収集は、なるだけ合理的に行うほうがよい。
- ・既存データの焼き直しでは意味がないかもしれないので、そのあたりは検討する必要がある。

<「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究」について>

委員

- ・滋賀県長浜市・兵庫県尼崎市・大阪府茨木市等の実例を踏まえて、市政が重点を置く点と市民が感じているイメージとずれが生じうることもある。
- ・ある程度調査項目を絞らなくてはアンケートを実施するにしても集計が難しくなる。
- ・本調査結果が市の職員の参考情報ともなる。
- ・豊中市といっても、南部と北部では特性が異なると思うので、ひとくくりにするのは難しいのではないかとも思う。
- ・町（地区）レベルを盛り上げるために、市政に頼らない民間の取り組みもなされている。

事務局

- ・住宅都市であることなどの絞り込みの必要性も感じている。

委員

- ・作業が多いものの発見のある調査研究にしてもらいたい。

<「若年層（高校生）の地域活動推進の要件と地域コミュニティの考察（ ）」について>

- ・3年目の研究となるため、これまでの調査内容を集約していく年となるが、研究が散漫にならないため、最初にリサーチクエスチョンをしっかりと立てておくのが良いと思う。
- ・先進事例を調査していくとのことであったが、きちんと焦点を絞ってそこから調査に入った方が良いと思う。
- ・「地域」というのはどこをさすのか。高校になると、豊中市外から通ってくる生徒も多いのではないか。

事務局

- ・この研究では、豊中市在住ではなく、豊中市内に通う高校生を対象に考えている。

事務局

- ・研究テーマごとのご意見・ご指摘等を踏まえ、調査研究に取り組んでいく。

案件（3）平成23年度機関誌の発行について

資料：資料6「平成23年度機関誌「ビジョン22」の発行について」

事務局から資料に基づき説明

（事務局提案に基づき、今年度の編集委員に新川委員が選任された。）

委員

- ・「都市生活における安全・安心」というテーマ設定のもと、都市らしい安全・安心社会の構築

を特集とし，トピックスでより身近なテーマへと掘り下げるのもいいのではないか。

- ・豊中市の危機管理担当者に，「もし災害が起こったら豊中市はどのような対応メニューを用意しているか」というようなインタビュー記事を含めてはどうか。

事務局

- ・担当研究員がインタビューを行いたい。

委員

- ・防災教育に関する執筆担当者として，関西大学社会安全学部の研究者を執筆者として紹介は可能だ。

事務局

- ・委員のご意見等を参考にしながら，編集委員の新川委員と編集案を取りまとめたい。
- ・編集案については，各委員にも回付するのでご意見をいただきたい。

案件（４）その他「会議の公開について」

資料：資料７「運営委員会の会議の公開について」

資料７＜参考＞「とよなか都市創造研究所運営委員会の会議傍聴要領（案）」

事務局から資料に基づき説明

委員

- ・傍聴定員については，会場の都合もあるが，可能な限り受け入れるべきではないか。

事務局

- ・傍聴要領（案）２のただし書き「会場の都合によりこれを増減することができる。」との規定で，運用は可能である。

委員長

- ・傍聴定員については，可能な限り受け入れることとしたい。
- ・次回第２回運営委員会から会議を公開することとする。
（全員一致で次回第２回会議から公開を決定。）

その他（報告事項）

資料：資料８「とよなか都市創造研究所運営委員会（平成２２年度第３回）結果概要

資料９「平成２２年度事業実績報告書」

事務局から資料に基づき説明

（運営委員会の結果概要は，この内容をホームページに掲載する。）

委員長

- ・平成２２年度事業実績報告書についての意見は，事務局までお願いしたい。

事務連絡

事務局

- ・次回第２回運営委員会は，１０月か１１月頃に開催したい。

閉会

とよなか都市創造研究所運営委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、とよなか都市創造研究所設置規則(平成 19 年豊中市規則第 4 号。以下「規則」という。)第 5 条の規定に基づき、とよなか都市創造研究所運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 都市政策に関する調査及び研究計画の策定に対する助言を行うこと。
- (2) とよなか都市創造研究所長の求めに応じて、都市政策に関する調査及び研究の内容、方法等に対する助言を行うこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 市の職員
- (4) 市長が特に必要と認める者

3 前項第 3 号に掲げる者は、政策企画部長とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、特別の事情があると認められる場合は、任期の途中においても委員を解嘱し、又は解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(総務事務)

第 7 条 委員会の総務事務は、とよなか都市創造研究所において処理する。

(施行細目)

第 8 条 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 6 月 19 日から施行する。
- 2 第 4 条第 1 項に定める任期について、平成 19 年度に委嘱し、又は任命する委員の任期については、委嘱し、又は任命した日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 3 委員長及び副委員長に事故がある場合その他委員長の職務を行う者がいない場合における委員会の議事の進行は、第 3 条第 3 項に掲げる政策企画部長が行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 3 月 27 日から施行する。

とよなか都市創造研究所運営委員会の会議傍聴要領

実施 平成 23 年 7 月 1 日

1 目的

この要領は、とよなか都市創造研究所運営委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 傍聴定員

会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）の定員は、5 人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

3 傍聴手続き

- (1) 傍聴者は、受付で所定の用紙に氏名及び住所を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開始時刻の 30 分前から先着順に行うものとする。ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときは、抽選により傍聴者を決定する。

4 傍聴できない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 旗、のぼり、プラカード類を携帯している者
- (4) 前 3 号に掲げる者の他、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

5 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号の定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となる行為をしないこと。

6 撮影、録音等の禁止

傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。

7 係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

8 違反に対する措置

会長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこの要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わないときは当該傍聴者を退場させることができる。

9 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から実施する。